# 令和7年第1回東広島市議会定例会

報告事項

### 報告第1号

## 専決処分の報告について

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

### (報告理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

#### (根拠法令)

地方自治法

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について(平成2年10月8日議決)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令(告示を含む。以下「法令」という。)の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理(一略 -)を行うため、条例を改正すること。

### 専 決 処 分 書

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年1月28日

東広島市長 髙 垣 廣 德

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する条例及び地域再生法に規定する地方活力向上地域における固 定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の一部改正)

第1条 東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年東広島市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例(平成28年東広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。